

田村市公告第 137 号

第 2 次田村市総合計画後期基本計画策定業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和 7 年 5 月 19 日

田村市長 白石 高司



1 業務概要

- (1) 業 務 名 第 2 次田村市総合計画後期基本計画策定業務委託
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 29 日まで
- (3) 契約限度額 15,510,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を、全て満たす者とする。

また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録予定の者とし、公示の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和 5 年田村市告示第 49 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 田村市暴力団排除条例（平成 24 年田村市条例第 3 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者でないこと。
- (7) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）において、地方自治体における総合計画等策定業務の実績を有していること。

3 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/soukei-proposal_1.html

4 スケジュール

項目	日程
令和7年 5月19日(月)	公募開始(プロポーザル広告)
令和7年 5月26日(月)	質問書の提出期限
令和7年 6月4日(水)	参加表明書の提出期限
令和7年 6月6日(金)	参加資格要件確認結果通知
令和7年 6月16日(月)	企画提案書の提出期限
令和7年 6月27日(金)	一次審査結果通知(※申込が5者以上の場合)
令和7年 7月11日(金) 予定	二次審査(プレゼンテーション) 審査会
令和7年 7月14日(月) 予定	二次審査(プレゼンテーション) 結果通知

※ 応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

5 審査方法

「第2次田村市総合計画後期基本計画策定業務委託審査委員会」において、審査基準に基づき、提出資料の書面審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最高得点を得た事業者を受託候補者として選定する。

なお、2者以上が同点となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

6 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての企画提案者に通知するとともに、田村市ホームページ上で公表する。

7 その他

本業務に関する詳細は、第2次田村市総合計画後期基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領に定める。

8 問合せ先

田村市 総務部 企画調整課 担当：吉田

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

TEL：0247-61-7615 FAX：0247-81-2522

電子メール：kikaku@city.tamura.lg.jp